

事 務 連 絡
令和 7 年 9 月 2 6 日

都道府県水道行政担当課長 殿

都道府県下水道担当課長 殿

政令指定都市下水道担当部長 殿

各国土交通大臣認可 { 水 道 事 業 者 } 殿
(各地方整備局等経由) { 水道用水供給事業者 }

国土交通省 水管理・国土保全局
水道事業課課長補佐
下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐

上下水道事業における水管橋の耐震対策について

上下水道事業における水管橋の耐震対策については、「水道施設耐震工法指針・解説 2022 年版」（公益社団法人日本水道協会）や「下水道施設の耐震対策指針と解説 2014 年版」（公益社団法人日本下水道協会）（以下、「耐震指針」という）に基づき、適切な耐震対策の推進に取り組んできたところである。

しかしながら、今般、会計実地検査において、添架形式の水管橋（以下、「添架水管橋」という）の設計に当たって、上下水道管を添架する橋りょうについて、耐震性が確保されているか確認していないなどのため添架水管橋の耐震性が確保されていないおそれがある事例、及び耐震性が確保されていないおそれがあることを把握したにもかかわらず、添架水管橋を想定被災箇所を含めた応急対策を策定していない事例等が指摘されたところである。

については、上下水道事業者において、耐震指針を改めて確認するとともに、上記を踏まえて、下記のとおり適切に対応されたい。

各都道府県におかれては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者（簡易水道事業者を含む）及び水道用水供給事業者、下水道管理者（政令指定都市を除く。）に対して、本件を周知いただくようお願いする。

記

1. 耐震性のない橋りょうに添架されている上下水道管に対しては、橋りょうの更新や耐震補強の予定を橋りょう管理者等に確認するとともに、耐震性が確保されるよう他ルートへの付け替えや独立水管橋の設置等の検討や、他ルートへの付け替え等の実施が困難な場合には、「水道の耐震化計画等策定指針」「下水道の地震対策マニュアル 2014 年版」等を参考に当該添架水管橋を被害想定に含む応急対策等の策定を実施すること。
2. 添架水管橋の設計時には、耐震指針に基づき、橋りょうの耐震性を橋りょう管理者等

に確認すること。また、今後、新たに設計する添架水管橋においては、原則として耐震性が確保されている橋りょうに添架するものであるが、添架水管橋の設計に求める耐震性が確保されない場合は、他ルートへの添架や独立水管橋の設置等の検討を行うこと。

ただし、上下水道事業者の判断において、やむを得ず耐震性の確保されていない橋りょうに添架する場合は、「水道の耐震化計画等策定指針」「下水道の地震対策マニュアル 2014 年版」等を参考に当該添架水管橋を被害想定に含む応急対策等を策定し、当面の間、これにより地震への対策を行うこと。

3. 上下水道管を添架している橋りょうの耐震性について橋りょう管理者等に確認するなどして、添架水管橋の耐震化状況を確認すること。なお、確認状況について別途連絡するフォローアップ調査に回答いただきたい。

以上

【問い合わせ先】

(水道について)

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課

担当 濱田、舩橋、猪股、岸本、小泉

Mail hqt-shidoushitsu@ki.mlit.go.jp

TEL 03-5253-8111 (内線 34439、34436)

(下水道について)

国土交通省水管理・国土保全局下水道事業課

担当 石川、田中

Mail tanaka-y2an@mlit.go.jp

TEL 03-5253-8431 (内線 34222、34234)